



艦政本部長



第三部長



第四部長



第一部長



第二部長



會計總長



部長



副官



參事官



大臣



次官



三十年十一月廿八日起索

陸軍部
陸軍大臣
陸軍少將

軍務局長



經理局長



官員

軍艦伏見組主契約の件

伏見組主方川崎造船所請負ハ上

官房機密第一三三三號

0450

歴史資料センター

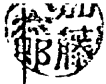
Japan Center for Asian Historical Records

http://www.jacar.go.jp/



陸軍部
陸軍大臣
陸軍少將

10



大川上

巨



0450

幕末再興

艦政本部第四部

0451

幕末再興
艦政本部第四部



海軍工部局の年々決裁を申上る其契約別
海軍工部局の年々決裁を申上る其契約別

0452

契約書案

海軍艦政本部長より各々之に淡路水砲艦を被り
組立方ヲ神戸市株式會社川崎造船所社長松方
幸次郎ニ請負ハシメ契約ヲ為ス尤、如シ

第一條

請負者ニ於テ組立ハキ淡路水砲艦別
殘圖面四枚及製造方法書專冊ニ從ヒ機
具ヲ組立機裝ヲ完成シ附屬品及備品ヲ適當ノ
位置ニ裝備スルモノトス但シ本艦ノ動作ヲ完全有
効ナラシムルニ必要ニシテ且當先施スヘキ工事ハ製造
方法書ニ特ニ記載ナキモノト雖モ請負者ニ於テ
之ヲ完成スルモノトス

第二條

本邦組立工事は清國上海ニアル日本

由軍用地ニ於テ施リスルモノトス。使用地ハ無償ニ

テ請負人ノ使用ニ供ス。請負人ハ本邦工事竣

工引渡ノ上屋滞ナク該用地ヲ引渡スヘシ。但シ請

負人ハ該地地形ヲ変更シタルトキハ官ノ都合ヲ以テ之

ノ原状ニ復セシムルコトアルニシ

第三條

本邦組立ニ要スル材料及附屬物ハ

別冊目録ヲ通リ修吉保由軍工廠ニ於テ請負人

ニ交付スヘシ。請負人ハ自己ノ負擔ヲ以テ之ヲ上海

ニ運送スルモノトス

第四條

前條ノ目録ニ掲クル材料及物外

ニ船體機具及機装ノ構成ニ必要ナル材料物外

ハ理テ請負人ヨリ持出スヘシ。但シ備品ハ上海ニ

0455 0454

紙 用 箋 附

大正 年

第二條

本邦組立工事ハ清國土地ニアル日本

は軍用地ニ於テ施リスルモノトス 使用地ニ無償ニ

テ請負人ノ使用ニ供ス 請負人ハ本邦工事竣

工引渡ノ上雇滞ナク該用地ヲ收廢スヘシ但シ請

負人於テ地形ヲ變更シ又ハ運送物ヲ建設シ

スルモノトス

第三條

本邦組立ニ要スル材料及附屬物品ハ

別冊目録ノ通り付テ古保由軍工廠ニ於テ請負人

ニ交付スヘシ 請負人ハ自己ノ負擔ヲ以テ之ヲ上海

ニ運送スルモノトス

第四條

前條ノ目録ニ掲グル材料及物品ハ外

ニ船體機具及襪裝ノ構成ニ必要ナル材料物品

ハ理テ請負人ヨリ持出スヘシ但シ備品ニ上海

0455 0454

紙用箋附

大正 年

外 西 者 夕 頃 頃 本

0455 0454

紙 用 箋 附

大 正
年
月
日

海軍艦政本部總務部第三課

0456

於テ友ヨリ之ヲ請負者ニ交付スルモノトス

第五條

本館ノ兵装ハ友ニ於テ之ヲ施力スヘシト蛋モ兵装ニ伴フ総務部ノ工事ハ請負者ニ施力スルモノトス

第六條

第三條及第四條ニ依リ請負者ニ於テ受領シタル材料及物ハ之ヲ受領シタル日より本館竣工引渡ヲ終ル迄毀換亡失その他一切ノ損害ニ對シ請負者ニ其責ニ任ス

第七條

本館組立ノ工事中本館長ハ監督者ヲ現場ニ派遣シ工事ヲ監督セシメ不
完全ノ工事アルトキハ之ヲ改正セシムルモノトス

第八條

本館約締結後本館ニ改造又ハ新設等ノ工事ヲ必要トナシ之ニ對シ請負者額ニ

増減ヲ要シ若シ引渡期限ニ伸縮ヲ要スルト
キハ由事能政本部長ト請員者トノ間ニ書面ヲ
以テ追加契約ヲ為スモノトス

第九條 本能組立工事完成シタルトキハ請員
者ハ工事ニ故障ナキヲ保證スル為メ自己ノ
費用及責任ヲ以テ監督者ノ必由ト認ム條件
ノ下ニ試運轉ヲ施リシ監督者ノ承認ヲ受
クヘシ

第十條 請員者ニ於テ本契約ノ條項ヲ遵守セザ
ルトキ又ハ本能組立工事ヲ完成スル能ハサルトキハ
由事能政本部長ハ及メ自ら以テ直接該工事
ヲ施リシ之ニ要スル費用ハ請員者ニ仕拂
フヘキ金額ヲ引去ルヘシ若シ該費用仕拂フヘキ

金額ニテ不足スルトキハ請員者ハ其不足額ヲ辨
償スヘシ但シ友ニ於テ直接ニ事ヲ行ハスルトキハ
請員者ノ所有ニ係ル器具機材材料及破損ヲ
使用スルコトアルヘシ

第十一條 請員者ハ第六條ニ掲クル責任ヲ全ク
スル為メ又友ヲ仕掛ラシメケタル金額ヲ擔保スル
為メ私器機具機材物又ハ材料物取ヲ確ニ
ル保險會社ノ保險ニ付シテ保險證書ヲ由テ
財政本部長ニ呈出スヘシ但シ請員者ノ都合
ヲ以テ保險ニ代フルニテ保險スヘキ金額ニ相當
スル公債證書ヲ由テ財政本部長ニ呈出シ
置クコトヲ得

第十二條 前條ニ依リ保險スヘキ金額ハ第三條

依り度より交付スル材料及物品ノ代價格
或指五番目ト定メ之ニ第十五條ニ依ル仕拂
金額ヲ加ハタルモノトス

第十三條 請負者ハ本組立ヲ完成シ第十五條
ノ試運轉ヲ故障ナク終了シ上由ニ於テ方ノ任
命シタル領収書及引渡スヘシ

第十四條 前條ノ引渡期日ハ第十五條ニ掲クル材
料物品ヲ積寄保庫工廠ニテ請負者ニ交付ヲ終
リタル日ヨリ五ヶ月以内ト定ム

第十五條 本組立請負代價ハ壹萬七千五百
円ト定メ左ノ通り四回ニ分テ仕拂フモノトス但シ第八
條ニ依リ請負金額ニ増減ヲ生シタルトキハ第四回自
ノ仕拂金額ニ於テ増減スルモノトス

第一回

本契約締結ノトキ金壹千八百圓

第二回

助材全部、組立ヲ終リ外板ノ半ヲ取

付ケタルトキ金壹千八百圓

第三回

汽機汽銃ノ振付ヲ終リタルトキ金壹千

八百圓

第四回

第十三條ニ依リ引渡ヲ終リタルトキ金壹

千六百圓

第十六條

本條ノ引渡第十四條ノ期日ヲ経過シタ

ルトキハ各回日ヨリ起算シ遅延日數ニ付人金

五圓至遲延者拾五圓以上ニ及フトキハ各拾五

日ヨリ是日ニ付金拾圓ヲ請負者ヨリ及ニ納付

スヘシ但シ第八條及第十八條ニ依リ延期ヲ許サレシ

ル日數及引渡ノ當日ハ本條ノ遅延日數ニ算

入セズ又本條納付金ハ本願引續目ヨリ控出日内ニ納付スルコト

第十七條 前條ノ遅延日數六拾七ヨリ以上ニ及フト

キハ海軍稅政本部長ニ第十條ニ依リ處分スルコトアルヘシ

第十八條 引渡期日ニ天災ニ由リ他辭クハカラサル事

變ト認ムル事項ヨリ生シタル遅延ニ對シテハ相當ノ

延期ヲ許サルトモモ其他ノ事項ニ對シテハ延期ヲ

許サレサルモノトス但シ延期ヲ要スル事ニ決ラ生シタル

トキハ請員者ヨリ書面ヲ以テ海軍稅政本部長

ニ申出テ承認ヲ受クヘシ

第十九條 請員代價ハ第十五條ニ依リ仕拂請

求書ヲ提出シタル日ヨリ拾五日以内ニ海軍省

陸軍局ニ於テ請員者ニ拂渡スヘシ但シ第一回

拂外仕拂請求書ニ事ヲ督者ノ決明
書ヲ添付スルヲ要ス

第二十条

本契約ノ成記セサル事項ハ成記ニ
年法軍省告示第九号ニ事請員規則ニ
従フモノトス

右契約ノ譯文ニテ本書以テ作リ雙方署名捺
印シ各自其巻面ヲ保有ス

明治^{後拾}八年拾八月五日

海軍省事務局長 齋藤實

神戸市東川物産會

0463

株
會
社
長
杉
本
幸
治
印

0464

秘

艦隊部長

第三部長

第四部長

第一部長

第二部長

會計課長

副官

參事官

大臣 権

次官

三十年十一月廿二日起案

軍務局長

經理局長

軍艦伏見但立

海軍擴張費支弁隊砲艦伏見

官房機密第一二〇號

母 庫

0465

中組より見合七其材料ハ佐世保海軍工廠ニテ
 保管中トシ平和克復後以此降組主ニ著手シ
 可然ト存ルハ川崎造船所及大阪鐵工所ヨリ
 (重造船所目下餘力ナキトテ斷然) 請員價格提出セシメ
 是左記ノ如ク三百金四美七千五百ヨリ以テ川崎造
 船所請員ハ七在上海海軍用地ニ依ル組
 立ニテ施行スルニ以テ付所高裁也
 但(費用海軍擴張費造船費中隈田伏見兩艦
 製造費諸事申シテ是等支弁ノ見合又本案
 決裁前上ニ契約書案更ニ提出可也

0466

軍艦伏見組主請負人價格

請負價格
材料引渡場所
組立場所
竣工期限 材料引渡

川崎造船所
金四百五十百円
佐世保
上海海軍用地
五ヶ月

大阪鐵工所
金六百九十百円
上海
上海海軍用地
六ヶ月

0467

参照

伏見、隅田豫算残額調

三十八年十一月廿二日調

伏見 隅田

豫算高 二七〇〇〇〇〇〇〇 二七〇〇〇〇〇〇〇

三十六年度決算額 二二七六二六一五 二〇三八三五六三二

三十七年度決算額 二六九二二五七九 九八九四九一

三十六年度仕拂額 四三九二七五

差引残高 二〇三一五八六 五五八三、一八三

0468

0469

軍艦伏見

邦 債 外 債

船体機関部材料

二七、七四九、〇〇〇 英債 二二、三〇〇、〇〇〇

備品購入代

九七、六三〇、〇〇〇 全 一、〇〇〇、〇〇〇

運賃保険料
陸上費及保管費等

二二、二〇六、二九四 英債 一、四一七、二七三
米債 一、五九六、九六四
外債 六、七四三、一七三

合計

二四九、六八四、一九四

軍艦隅田

船体機関部材料

一六、一三八、二三九 英債 一、六五三、〇〇〇

備品購入代

九七、六三〇、〇〇〇 全 一、〇〇〇、〇〇〇

運賃及海上保険料

一、四八三、七三九 全 一、一七八、六一一

組立費

八五、三七二、〇〇〇 米債 六八、〇〇〇、〇〇〇

追加工事費

一、五四七、九五〇 全 一、三三四、〇〇〇

進水式費

一九七二九一

保管中十修理其他

一〇一九二一五

^{上席}八九〇〇〇〇

計

二〇七八五三三六

吳鎮文出類

測量及備費

六三三七四八一

合

計

二四一六九八一七

0471

古考之林陰を影照材料授受ノ儀
今ノ日ノ字ヲ證スルムノ由
牙三三三三ノ法陰ハ總テ伊来寺ノ事ナリ
伊ノ方自天ノ事ナリ公ト書スル事ナリ

0473

事記	送發	
	午後 十一時 五分	友報
人	信	受
	カインセイ	トウキョウ
	ホシブ	カイゲン
人	信	發
		テツコ
		コシヨ
		ヨ

文	譯	文	本																	
カ	ニ	ハ	イ	コ	ヤ	コ	イ	コ	イ	コ	イ	コ	イ	コ	イ	コ	イ	コ	イ	コ
ハ	ニ	ガ	ニ	ミ	ン	タ	リ	タ	ハ	タ	リ	タ	ハ	タ	リ	タ	ハ	タ	リ	タ
ツ	イ	カ	イ	タ	ハ	イ	ヨ	チ	イ	エ	ウ	セ	ン	キ	ツ	ス	イ	ホ	ウ	カ
ン	リ	ン	ウ	ケ	ソ	ン	ホ	ト	ウ	ソ	ウ	セ	キ	ス	テ	ル	コ	ト	リ	ン
イ	ヨ	イ	ウ	タ	ソ	ウ	ニ	キ	ニ	ウ	ス	ホ	ス	イ	ル	コ	ト	リ	ン	ハ
ウ	ウ	ウ	ウ	キ	ソ	ウ	ニ	ニ	ウ	ス	ル	ホ	ス	イ	ル	コ	ト	リ	ン	ハ
フ	ウ	フ	ウ	ニ	ウ	ス	テ	ヨ	ス	ル	コ	ホ	ウ	イ	ル	コ	ト	リ	ン	ハ
ミ	ケ	ミ	ケ	シ	ル	コ	ウ	リ	ル	コ	ウ	ホ	ウ	イ	ル	コ	ト	リ	ン	ハ
ゴ	キ	ゴ	キ	シ	ル	コ	ウ	リ	ル	コ	ウ	ホ	ウ	イ	ル	コ	ト	リ	ン	ハ
六	ゲ	六	ゲ	シ	ル	コ	ウ	リ	ル	コ	ウ	ホ	ウ	イ	ル	コ	ト	リ	ン	ハ
五〇一	〇九	五七	〇六	五四	〇三	五一														

右之通電信發送致候ニ付既ニ到着御承知ノ事ト存シ候得共爲念得貴意候 大阪鐵工所

譯文
 大阪鐵工所
 右ノ通電信發送致候ニ付既ニ到着御承知ノ事ト存シ候得共爲念得貴意候
 大阪鐵工所

行印部刷南川西阪大

0474

電 報 送 達 紙

着 局		發 局				受 信 人 所 居 名 氏	
取 扱 者	受 信	受 午 前 後	受 午 前 後	第 一 號	局	報	
	午後 時 分	午後 時 分	午後 時 分	第 一 號	局	報	受 信 人 所 居 名 氏
定 指							受 信 人 所 居 名 氏
事 記							受 信 人 所 居 名 氏
他人へ宛タル電報ノ配達ヲ受ケタルモノハ此山ヲ符 箋シ直チニ此レノ配達シタル電信局所へ返戻スベシ 決シテ受取本入へ直送シ又ハ手渡シスベカラズ							受 信 人 所 居 名 氏

0476

無印



第一部長



電信案



成豐水砲艇組立期限外至急

田三郎より
三平年土直丸

本部

大阪鉄工所



0477

海軍艦政本部

家

株式会社川崎造船所
社長 村方幸四郎



イ
芳

0479

艦隊司令長



第三部長
第四部長
會計課長



上海に於て浅喫水砲艦一隻紐立誘及見

積書提出古成りたて竣工期日記

載る右材料受給(急)試

運轉局引渡迄期限申出

成る又右見積書各二左ノ條

件ノ旨有(急)試

載る旨有(急)試

三十八年十一月十日

本部

艦本第三〇三號

0480



川崎造船所
大阪鐵工廠 (各用)

一、

材料、佐世保海軍工廠にて受領す
上海へ運送し同地にて陸揚す
コト之に關し一切ノ費用及尾
廣ラバらば換算表に於て其ノ下

二、

組立工事之要す諸機械及諸
材料(前項以外ノモノ)ハ上海海
軍用地ニ送付し同地にて其ノ
設備材料ヲ用ふるコト

0481

三、上海より本艦送る所より上海軍用

地ニ設備せん工場ヲ撤去シ同

地ヲ旧状ニ復ス返却スルコト

四、上海より工事送る所ノ度ヲ終ル

ベシ本艦ヲ保護ス一切ノ危険

ヲ免ルベシ付シ其要ニ任ルコト

五、上海より必要ナル試運轉ヲ施

行スルコトヲ請フ者ヲ本艦

本艦より送る上ニ監督者ニ任ル必要

ト認ムル試運轉ヲ執行シ其要ニ任ル一切

ノ入費ヲ本艦持ス

0483

見 積 書

ヤロ一式

一 輕吃木砲艦上海に於て組立費
此代金四萬貳千五百圓

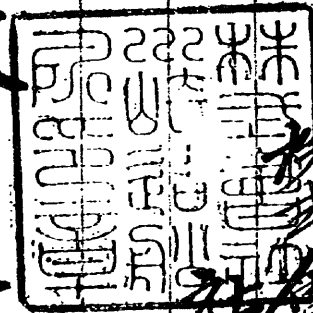
一 右材料運搬費并に諸雜費
此代金五千圓

合計金四萬七千五百圓

右之通御座候也
明治三十八年十二月四日

神戸市東川崎町三百十四番地

海軍艦政本部長齋藤實殿



林會社川崎造船所
社長 松方幸次郎

0485

三八十一

大阪鐵工所



海軍艦政本部

第三部長

第三部 法下

於上海、旅、漢、津、石、煙、奉、天、各埠、
 主方、對、請、見、積、書、件、作、製、運、
 史、及、候、既、恐、縮、至、奉、存、入、別、紙、該、
 積、書、毫、通、加、封、仕、置、入、向、即、在、考、上、
 即、下、命、相、蒙、候、標、致、度、此、候、得、矣、意、
 候、也、

追、上、日、業、并、借、仕、仕、様、書、志、通、別、
 十、包、郵、便、以、發、送、致、置、向、貴、署、御、

0486

新編 武蔵野 紀行

查收と下度候也

敬具

新編 武蔵野 紀行

新編 武蔵野 紀行 巻之二 武蔵野 紀行 敬具

0487

直積書

一金六萬九千円也

淺喫水砲艦伏見別冊官給品

目錄、通、物品材料、上海

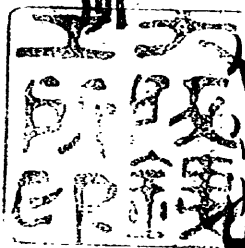
帝國海軍御用地、旅、受授組

立試運轉執行迄

前記金額、以、受、負、可、也、矣、也

明治三十八年十一月四日

大阪鐵工所



艦政本部第三部御中

0488

0489

重

第三部長

砲艦伏見工事御届

一砲艦伏見

龍骨拮付及終八 三九年三月廿二日

右御届申上候也

神

局員

明治三九年三月廿四日



松方幸次郎

株式會社 川崎造船所

海軍艦政本部長伊集院五郎殿

0490

第三部長

第三部長

第二部長

會計部長

副官



參事官



發

三女

大臣

次官



三月廿二日付乙リ出案



局長



局長



局長



訓令

庫艦伏見ニ備付テ要スル定備品及別巻ハ具

房第一二三號

上野

0492

注 旨

海軍工廠ヲテ調辨供給セシメ

但調辨ノ要スル品名及數量ハ海軍艦政本部

ヨリ通知ス

明治三十九年三月廿八日 大臣

海軍省 局長 吉野 友

0493

付入

總務部長



會計部長



第三部長



部員



228

副官



參事官

發付
六川



大臣

一九一九年五月廿二日起案

軍務局長

海軍



次官



經理局長

陸軍



訓令案

軍艦陽田用ト之テ月下知事申ノボートダビツト

官房第二二二〇號

一五三



0496

ト同様ノモノ程租率艦伏見ニ備付キ要ス
至急製造道上海へ回送セシムルニ

三十二年六月二十日 海軍大臣

海軍大臣 署名

理由

庫艦伏見ニ毛隔四ノ同様支那形掃舟ノ搭載
ヲ要スル事之ニ要スル外ビツトハ隔四ノ同様ノ事
製造ニ要スル事ニ依リ

但費用ハ約五百六拾円ニシテ本艦製造費ヲ以
テ五年ノ程

總務部長



第三部長

部員

第四部長

會計課長



副官



參事官

三月十九日十九日地案

決裁部

大臣

次官



經理局長

主任局員

軍務局長

局員

官房第二〇三七号及同第二二七号決裁済

軍艦伏見追加工手契約件

官房第二四〇七號

0498

洋
耳

軍艦伏見改造新設之對之別号ノ海ヲ追加
契約締結可然哉以成仰高裁ト也

0499

追加契約書

明治参拾八年拾月五日付テ以テ海軍艦政本部長
ト株式會社川崎造船所社長トノ間ニ締結シタル喫
水砲艦壹艘組立方契約ニ追加スルモノトナリ此レ

第一條

請負者ハ本艦組立工事ニ伴ヒ左ノ工事及設

備ヲ本艦ニ施スヘシ

一、セクシヨンバルクヘツド「西側」フロアプレート「四個

所」モ吹券時高クスルコト

二、揚錨機其他左ノ通り備付ルコト

揚錨機 汽筒徑六吋
ストローク五吋

走臺

ライディングピット

走個

四、五、六、七、八、九

クランクブラス

壹個

クロスヘッドギョルト

三本

クランクピレギョルト

三本

アングルシヤツクン

三個

スペーヤジョイニングシヤツクン

四個

同ピレ

拾六本

スペーヤアングルシヤツクンピレ

四本

艦長室、士官室及准士官室^室改造

便所改造新設並之襦袢兩付換

賄所改造

浴室新設

水櫃署新設及水槽増設

艙内倉庫仕切柵ヲ設クルト

0502

十、艦橋取擴^テ並^ニコムハステレグラフ^ヲ艦橋^ニ移ス^{コト}

十一、權ノ改造

十二、各艙^ニ通風筒^ヲ「テッキライト」新設

十三、各艙出入口^ニ「カノピー」新設

十四、防蚊用網戸新設

十五、小銃架、剛鉛基新設

第二條 前條ノ工事及設備ニ要スル材料及物品ハ請負者ヨ

リ持出^スヘシ又其工事施行ノ方法ハ監督官ノ指定ニ從^フ

モノトス

第三條 第一條ノ工事及設備ハ原契約^{明名參照八年拾月} 五日付契約^ノ言^フ

做^ル下^ニ第十四條ニ定^ムタル引渡期限内ニ完成^スルモノ

トス

第四條 第一條ノ請負代價^ノ金^額美^金六千四百八十

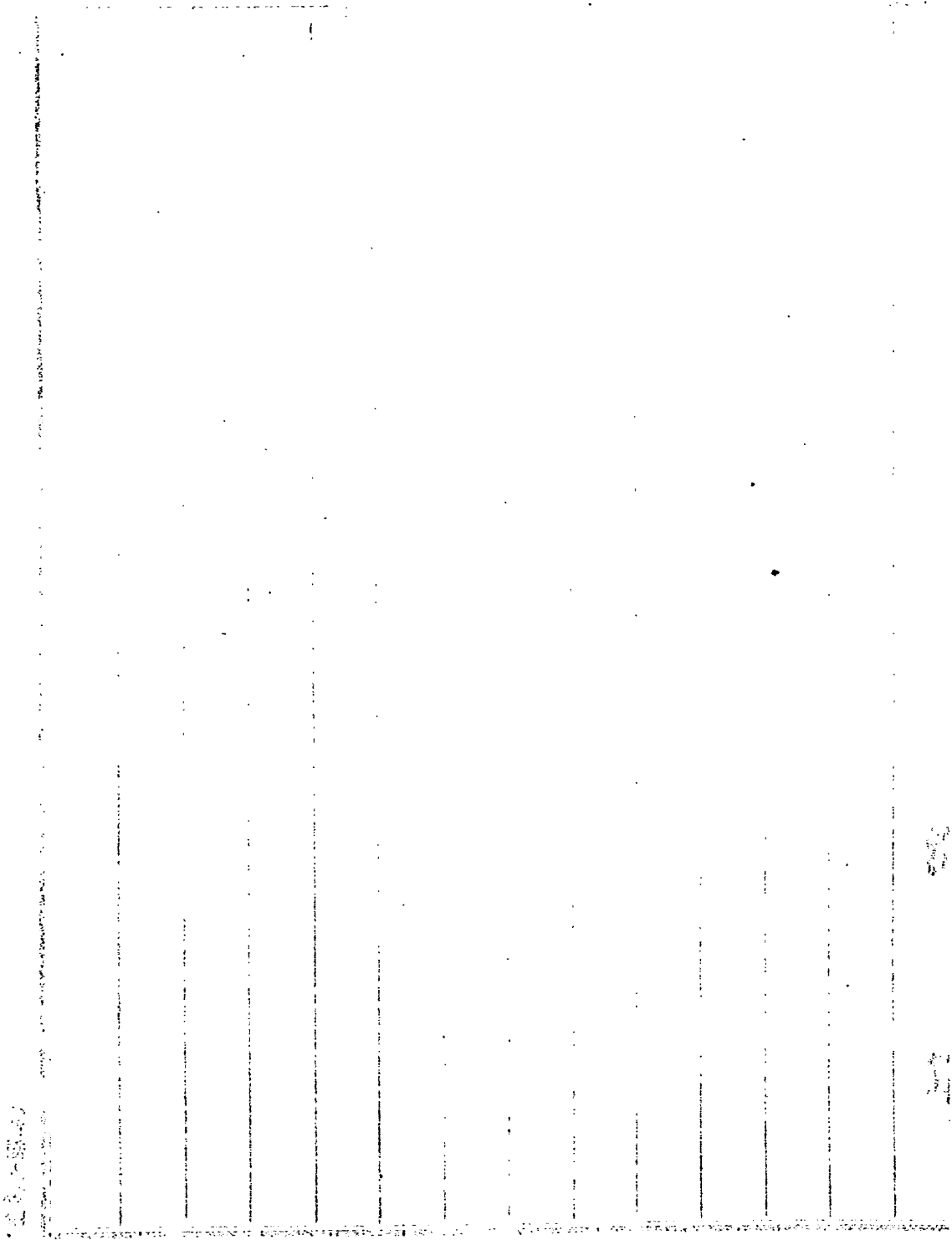
山口定又原契約第十五條之依り第四回目ノ仕掛金ニ
増額スルモノトス

第五條 前者條記載セザル事項ハ總テ原契約ニ依
ルモノトス

右追加契約ハ原契約第八條之依リ此書面以通テ作
リ其讀トシテ雙方署名捺印シ各自其書面ヲ
保有ス

明治三十九年六月廿六日調子

0504



0505

上監才四号

五月十七付上号不号ヲ以テ上申仕候伏見船改造
新設工事ニ就キ當川崎造船所出張所一見積書
請本致シ且廣本見積書ハ本社ノ手ヲ経ガレバ提出致
兼又ハ仮概算ノ見積書ヲ官宛ニ提出致シ又下取
敢て同送申上置置矣

六月六

新庄造船所技士

近藤才三部長代理殿

艦本第一一七號

海軍

0506

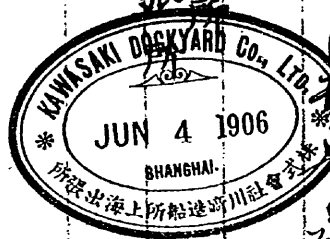


上卷乃六号

拝啓陳者五月十七日附上監号外一ヲ以テ伏見艦
長室士官室及准士官室外十一艦ニ對テ改造工事日
程及代價見積方等實檢り量の上卷及五号以テ日數
見積書提出仕り等々如代價に對テハ本社より身
積書未届付キ詳細ハ貴司以碇為中ノ業共得共
當方概算額ハ別紙に伏見見積書を通りこし症書
在様より了り悉多クお尋ね有らば其に回答する所也

明治三十九年六月七日

清國上海浦東
株式會社 川崎造船船
上海出張



新庄造船大技士殿

株式會社川崎造船所

0507

伏見船体部
及見積書

一 艦長室士官室及准士官室改造

此代金約壹千貳百圓也

二 便所改造并新設

此代金約貳百圓也

三 賄所改造

此代金約四百圓也

四 浴室新設

此代金約四百圓也

五 水漉器水柱増設

六、倉内倉庫ノ設備施工
此代金約參百圓也

七、艦橋、擴張花コニハステレグラフノ移動
此代金約壹千五百圓也

八、檣、改造
此代金約壹千八百圓也

九、各艙ニ通風筒元テツキライト取付
此代金約五百圓也

十、各艙出入口カビト及帆布履新設
此代金約五百圓也

十一、網ノ新設

十二、網ノ新設

0509

此代金約六百圓也

十二小銃架測鉛台新設

此代金約五百圓也

合計金約九千四百圓也

右之通三陸産支也

明治三十九年六月四日

株式會社川崎造船所

上海支張所

新庄造船大技士殿

0510

Table with multiple columns and rows, mostly blank or illegible due to scan quality. Some faint vertical lines and a few small dark spots are visible.

0511

總務部長 (印)

第三部長 (印)

會計部長 (印)

(印)

秘書

海

軍

電信案

五月十七日上申伏見改設新設ノ件認許
又入費見積書至急^{新設}又工事ハ認許
組立契約ノ期限内ニ落成スル様勉ムベシ
辛卯年六月七日

平部長

上海新庄アキ

(北村 勘)

0512